

# 現金手渡しでの生活支援は認められません！

別居家族を被扶養者とする場合、毎月継続して生活費等の支援をしていることを確認いたします。

## 【送金額】

組合員の送金額が当該認定する者の全収入（当該認定する者の収入および組合員、その他の者の送金額等による収入の合計）の3分の1以上の額であること。

例1：母の収入が100万円ならば、組合員は50万円以上の送金が必要  
（母の全収入は100万円+50万円=150万円なので、その3分の1は50万円）

例2：母の収入が70万円、組合員の弟が30万円を送金しているならば、組合員は50万円以上の送金が必要  
（母の全収入は70万円+30万円+50万円=150万円なので、その3分の1は50万円）

## 【送金確認書類】

①誰から誰へ、②いつ、③いくら支払った、を客観的に見て証明できる書類のご提出が必要です。  
※証明の必要な期間は、前回要件確認または認定時から現在までです。

### 銀行振込

キャッシュサービスご利用明細		
毎度ありがとうございます。 ○○銀行 お取引内容をお確かめのうえ、 お持ち帰りください。		
取引銀行	取引店	口座番号
0000	1234	23*****
取扱店	お取引日	時刻
12345	2022/4/15	13:30
お取引内容	お取引金額(円)	手数料
振込	¥50,000	¥0
お取引後の残高		おつり
*****		
お振込明細またはご案内 電信		
お受取人	△△銀行 ××支店 普通 7654321	
ご依頼人	イシ サトコ様	
依頼人	イシ タロウ様 取扱番号 987654	
印紙税申告納付につき□□ ***** 税務署承認済		
*印紙税を納付しない場合は*印で消しております。		

### インターネット振込

入出金明細					
入出金明細			デビット明細		
ミカン支店 (103) 普通 1234567					
医歯 太郎 さま					
明細ダウンロード CSV PDF					
表示口座	代表口座	通貨	円		
期間	<input checked="" type="radio"/> 最新20明細	<input type="radio"/> 直近10日間	<input type="radio"/> 今月	<input type="radio"/> 前月	<input type="radio"/> 期間指定
件数	20件ずつ				
表示					
代表口座 現在残高 [ ] 円					
新しい順 古い順 全20件					
日付	内容	出金金額	入金金額	残高	メモ
2022年4月15日	振込*イシ サトコ	50,000円		[ ]	
2022年5月15日	振込*イシ サトコ	50,000円		[ ]	
2022年6月15日	振込*イシ サトコ	50,000円		[ ]	

以下は、送金確認書類として認めません。

- ・ひとつの口座でのやり取りで、組合員が通帳で入金し、その口座から被扶養者がキャッシュカードで下ろした際の通帳（写）
- ・被扶養者が作成した領収書
- ・その他、受取人・振込人、日付、送金額が明記されていないもの

●別居の配偶者や子を扶養している場合、【送金確認書類】は、原則提出不要です。

現況報告書[■特記事項]に、以下のように実態をご記入ください。

- ・キャッシュカードを預けて生活費を支出させている
- ・帰宅した際に生活費を手渡ししている
- ・家賃の支払いや大学等の学費を納入している

※ただし、被扶養者に組合員以外の扶養義務者がいる場合は【送金確認書類】をご提出いただきます。

例1：父母が離婚し、子は一人暮らしをしている場合。（母が本学組合員であれば、母からの送金確認書類が必要）

例2：父母が離婚し、子は祖父母と暮らしている場合。（父が本学組合員であれば、父からの送金確認書類が必要）

扶養・要件確認のお問合せ  
人事労務課 共済係 1号館1階5番窓口  
kyosai.adm@tmd.ac.jp  
03-5803-5043 ※お問合せはメールでお願いいたします。